

農畜産物輸出拡大施設整備事業 交付金の配分基準について

27食産第4824号
27生産第2396号
27政統第493号
平成28年1月20日
農林水産省食料産業局長
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官 通知

一部改正	平成28年10月11日付け28食産第2922号 28生産第1131号 28政統第999号
一部改正	平成30年2月1日付け29食産第4613号 29生産第1903号 29政統第1576号
一部改正	平成31年2月13日付け30食産第4449号 30生産第1822号 30政統第1721号
一部改正	令和2年1月30日付け元食産第4505号 元生産第1624号 元政統第1630号
最終改正	令和3年2月2日付け2食産第5460号 2生産第1798号 2政統第1945号 農林水産省食料産業局長 農林水産省生産局長 農林水産省政策統括官 通知

農畜産物輸出拡大施設整備事業については、先に農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について

農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。ただし、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2ただし書に基づき緊急に実施する事業については、要綱別表1のⅠ及び別表1のⅡのメニュー欄に定める事業とは別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長及び農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

第1 都道府県配分額の算定

生産局長等は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表1のⅠ及びⅡのメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額（要綱の別紙様式1号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の5の事業費の内訳の交付金の額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表1－1から4までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順（同ポイントの場合は、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順）に新規要望額（都道府県計画の1の負担区分の交付金として記載した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。

（2）事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア 産地食肉センターの取組にあっては、1年度当たり25億円

イ 労働生産性の大幅な向上等に資する革新的技術を用いる取組であり、かつ、都道府県内の整備施設と比較して平均より2倍以上の処理能力を有する耕種作物産地基幹施設整備にあっては、1年度当たり25億円

ウ ア及びイに掲げる取組以外の要綱第2の1に定める政策目的に係るものについては、1年度当たり20億円

（3）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

（4）各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画に配分する際に、都道府県計画の3の内訳の都道府県附帯事務費の交付金の額を当該都道府県に配分するものとする。

（5）都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 評価結果の反映は、要綱第8の6に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値（当該達成率が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とし、過去5か年のうち3年間は事業実績があるものとする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。

ただし、要綱第3の2のただし書による緊急対策に係る要綱第8の6に基づく評価結果にあっては、本項を適用しない。

この規程において、都道府県別の成果目標の達成率は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

- 2 評価結果を反映したポイントは、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達成度	ポイント
95%以上	+1ポイント
80%以上95%未満	0ポイント
40%以上80%未満	-1ポイント
40%未満	-2ポイント

第3 前々年度不用額の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 都道府県加算ポイントに、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

ただし、要綱第3の2のただし書による緊急対策における不用額は、適用しない。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5%未満	0ポイント
5%以上10%未満	-1ポイント
10%以上	-2ポイント

- 2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分の交付金に反映させた事業実施計画においては、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

この通知における配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合

的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この通知は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年2月2日から施行する。

別表1-1（農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備）
メニューごとに整備する産地基幹施設は、次のとおりとし、類別欄に定める番号ごとに達成すべき成果目標基準、ポイント等は、1-2のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設	類別															
土 地 利 用 型 作 物 （稲、麦（大麦、 裸麦及び小麦をい う。以下同じ。）及 び豆類（大豆、雑 豆及び落花生をい う。以下同じ。）を いう。）（稲）	育苗施設	1	2														
	乾燥調製施設	1	2														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2														
	農産物処理加工施設	1	2	17	18	19											
	集出荷貯蔵施設	1	2	17	18	19											
	産地管理施設	1	2														
	生産技術高度化施設	1	2														
土 地 利 用 型 作 物 （麦）	乾燥調製施設	1	2														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2														
	農産物処理加工施設	1	2														
	集出荷貯蔵施設	1	2														
	産地管理施設	1	2														
	生産技術高度化施設	1	2														
土地利用型作物(豆 類)	乾燥調製施設	1	2														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2														
	農産物処理加工施設	1	2														
	集出荷貯蔵施設	1	2														
	産地管理施設	1	2														
	生産技術高度化施設	1	2														
土地利用型作物(土 地利用型作物の種 子)	乾燥調製施設	1	2														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2														
	種子種苗生産関連施設	1	2														
畑作物・地域特産 物（いも類）	育苗施設	1	2														
	産地管理施設	1	2														
	農産物処理加工施設	1	2														
	集出荷貯蔵施設	1	2	17	18	21											
	農作物被害防止施設	1	2														
	種子種苗生産関連施設	1	2														
	生産技術高度化施設	1	2														
畑作物・地域特産 物（甘味資源作物）	育苗施設	1	2														
	農産物処理加工施設	1	2														
	種子種苗生産関連施設	1	2														
	生産技術高度化施設	1	2														
畑作物・地域特産 物（茶）	農産物処理加工施設	1	2	17	18	20											
	集出荷貯蔵施設	1	2	17	18	20											
	産地管理施設	1	2	17	18	20											
	生産技術高度化施設の うち栽培管理支援施設	1	2														
	農作物被害防止施設の うち防霜施設、病害虫防除施設	1	2														
畑作物・地域特産 物（いぐさ・萱表）	育苗施設	1	2														
	乾燥調製施設	1	2														
	農産物処理加工施設	1	2														
	集出荷貯蔵施設	1	2														
	産地管理施設	1	2														
	生産技術高度化施設	1	2														
畑作物・地域特産 物（その他）	育苗施設	1	2														

[illegible]

[illegible]

別表 1－2－①（農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備）

農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備については、

①耕種作物（土地利用作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き）は類別 1 又は 2 から 1 つ

②畜産物は類別 3 又は 4 から 1 つを必須とし、類別 5 から 16 までの中から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
耕種作物品目共通 ※本成果目標中において、 ①「H A C C P 等認定」とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は国際基準に整合している認証をいい、 ②「ハラール認証」とは、イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。	1	①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷額1,000万円以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合 50%以上増・・・・・・・・・・20ポイント 40%以上増・・・・・・・・・・16ポイント 30%以上増・・・・・・・・・・12ポイント 20%以上増・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上増・・・・・・・・・・4ポイント 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 10%以上・・・・・・・・・・20ポイント 9%以上・・・・・・・・・・16ポイント 8%以上・・・・・・・・・・12ポイント 7%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は20ポイントを上限とする。 ②輸出先の求めるG A P 認証（GLOBAL G. A. P.、ASIA GAP及びJ GAP等の認証をいう。以下同じ）を取得すること ・・・・・・・・・・2ポイント ③H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・・・・・・・・2ポイント ④ハラール認証を取得すること・・・・・・・・・・2ポイント ⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること ・・・・・・・・・・2ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・・・2ポイント ※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。） ⑦H A C C P 認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・・・・・・・・2ポイント ⑧施設整備により輸出先国を追加すること（新規の取組の場合、2か国目以降） ・・・・・・・・（1か国につき）2ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降） ・・・・・・・・（1か国につき）2ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・・2ポイント ⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること・・・・・・・・・・2ポイント ⑫有機J A S 等認証を取得すること・・・・・・・・2ポイント ※現況値ポイントで②から⑤及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	・以下の①から⑫までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。 ・・・・・・・・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等・・・・5ポイント ③輸出先の求めるG A P 認証を取得していること ・・・・・・・・・・4ポイント ④H A C C P 等認定を取得していること・・・・4ポイント ⑤ハラール認証を取得していること・・・・4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・・・・・・・1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有していること ・・・・・・・・・・5ポイント ⑪有機J A S 等認証を取得していること・・・・4ポイント
	2	①輸出向け出荷額の増加額 2億円以上増・・・・・・・・・・25ポイント 1億円以上増・・・・・・・・・・22.5ポイント 5,000万円以上増 ・・・・・・・・・・20ポイント	・以下の①から⑫までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。 ・・・・・・・・・・5ポイント

		2,500万円以上増・・・17.5ポイント 1,000万円以上増・・・15ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。 ②輸出先の求めるGAP認証（GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP及びJGAP等の認証をいう。以下同じ）を取得すること ・・・2ポイント ③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・2ポイント ④ハラール認証を取得すること・・・2ポイント ⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること・・・2ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・2ポイント ※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。） ⑦HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・2ポイント ⑧施設整備により輸出先国を追加すること（新規の取組の場合、2か国目以降）・・・（1か国につき）2ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・（1か国につき）2ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・2ポイント ⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること・・・2ポイント ⑫有機JAS等認証を取得すること・・・2ポイント ※現況値ポイントで②から⑤及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等・・・5ポイント ③輸出先の求めるGAP認証を取得していること ・・・4ポイント ④HACCP等認定を取得していること・・・4ポイント ⑤ハラール認証を取得していること・・・4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有していること ・・・5ポイント ⑪有機JAS等認証を取得していること・・・4ポイント
畜産物品目共通	3	①畜産物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量2トン以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合 30%以上増・・・5ポイント 25%以上増・・・4ポイント 20%以上増・・・3ポイント 15%以上増・・・2ポイント 10%以上増・・・1ポイント ただし、既に輸出向け出荷量が100トン以上の場合にあつては、以下のポイント配分とする。 10%以上増・・・5ポイント 9%以上増・・・4ポイント 8%以上増・・・3ポイント 7%以上増・・・2ポイント 6%以上増・・・1ポイント なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量 5トン以上・・・5ポイント 4トン以上・・・4ポイント 3トン以上・・・3ポイント 2トン以上・・・2ポイント 1トン以上・・・1ポイント ただし、ハラール証明の取得を必要とする国への畜産物の輸出を行う場合には、輸出向けの年間出荷量 5トン以上・・・5ポイント	・以下の①から⑧までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。 ・・・5ポイント ②輸出先の求めるGAP認証を取得していること ・・・4ポイント ③HACCP等認定を取得していること・・・4ポイント ④ハラール認証を取得していること・・・4ポイント ⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・3ポイント ⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2ポイント ⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・1ポイント ⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・1ポイント

	4 トン以上 4 ポイント 3 トン以上 3 ポイント 2 トン以上 2 ポイント 1 トン以上 1 ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は5 ポイントを上限とする。 ②輸出先の求めるG A P 認証を取得すること 1 ポイント ③H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること 1 ポイント ④ハラール認証を取得すること 1 ポイント ⑤対E U 輸出食肉の取扱いについて（平成25年3月29日食安発0329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知）により定められた対E U 輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること 1 ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること 1 ポイント ※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。） ⑦H A C C P 認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること 1 ポイント ⑧施設整備により輸出先国（産地食肉センターの整備であって、E U 加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、E U を1か国としてカウントする。以下同じ。）を追加すること（新規の取組の場合、2 か国目以降） （1 か国につき） 1 ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2 品目目以降）（1 か国につき） 1 ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、畜産物については、4 桁番号の品目ごとに1 品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること . . . 1 ポイント ⑪和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン（平成19年3月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知）に基づき、和牛と表示できる牛肉の輸出を含む取組であること 1 ポイント ⑫公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格のA 4 等級以上の牛肉の輸出を含む取組であること 1 ポイント ※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	
4	①輸出向け出荷額の増加額 2 億円以上増 10ポイント 1 億円以上増 9 ポイント 5, 000万円以上増 8 ポイント 2, 500万円以上増 6 ポイント 1, 000万円以上増 4 ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ②輸出先の求めるG A P 認証を取得すること 1 ポイント ③H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること 1 ポイント ④ハラール認証を取得すること 1 ポイント ⑤対E U 輸出食肉の取扱いについて（平成25年3月29日食安発0329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全	・以下の①から⑧までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。 5 ポイント ②輸出先の求めるG A P 認証を取得していること 4 ポイント ③H A C C P 等認定を取得していること . . 4 ポイント ④ハラール認証を取得していること 4 ポイント ⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること 3 ポイント ⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること 2 ポイント ⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること 1 ポイント ⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施しているこ

		部長・農林水産省消費安全局長通知）により定められた対EU輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること・・・・・・・・・・1ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・・・1ポイント ※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。） ⑦HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・・・・・・・・1ポイント ⑧施設整備により輸出先国（産地食肉センターの整備であって、EU加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EUを1か国としてカウントする。以下同じ。）を追加すること（新規の取組の場合、2か国目以降）・・・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・1ポイント ⑪和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン（平成19年3月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知）に基づき、和牛と表示できる牛肉の輸出を含む取組であること・・・・・・・・・・1ポイント ⑫公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格のA4等級以上の牛肉の輸出を含む取組であること・・・・・・・・・・1ポイント ※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	と ・・・・・・・・・・1ポイント
畜産物	5	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加 ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別欄において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント なお、既に1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,000頭以上である場合にあっては、以下の成果目標を選択することができるものとする。 ・稼働率を70%以上に増加。ただし、現状の稼働率を下回らないこと。 （稼働率＝1日当たりの平均処理頭数(肥育豚換算)／1日当たりの処理能力(肥育豚換算)） 80%以上・・・・・・・・・・10ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,120頭以上・・・・・・・・・・5ポイント 980頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 840頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 700頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 560頭以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であり、かつ、再編整備を伴う場合・・・・・・・・・・5ポイント ただし、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても1ポイント。 また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は1日当たり平均処理頭数が15頭以上 35頭以上・・・・・・・・・・5ポイント 30頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 25頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 20頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 15頭以上・・・・・・・・・・1ポイント

	78%以上・・・8ポイント 76%以上・・・6ポイント 73%以上・・・4ポイント 70%以上・・・2ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1,120頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,680頭以上・・・10ポイント 1,540頭以上・・・8ポイント 1,400頭以上・・・6ポイント 1,260頭以上・・・4ポイント 1,120頭以上・・・2ポイント	
6	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 25%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストが、 1 牛の場合 21,600円以下・・・5ポイント 22,950円以下・・・4ポイント 24,300円以下・・・3ポイント 25,650円以下・・・2ポイント 27,000円以下・・・1ポイント 2 豚の場合 2,400円以下・・・5ポイント 2,550円以下・・・4ポイント 2,700円以下・・・3ポイント 2,850円以下・・・2ポイント 3,000円以下・・・1ポイント
7	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加 12.5ポイント以上・・・10ポイント 10.0ポイント以上・・・8ポイント 7.5ポイント以上・・・6ポイント 5.0ポイント以上・・・4ポイント 2.5ポイント以上・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、 1 牛の場合 58.0%以上・・・5ポイント 55.5%以上・・・4ポイント 53.0%以上・・・3ポイント 50.5%以上・・・2ポイント 48.0%以上・・・1ポイント 2 豚の場合 76.0%以上・・・5ポイント 73.5%以上・・・4ポイント 71.0%以上・・・3ポイント 68.5%以上・・・2ポイント 66.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・ハラル認定の取得に向けた取組を行っている施設であって、牛専用の施設であること・・・5ポイント
8	【鶏肉】 ・鶏もも肉1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加 10.0%以上・・・10ポイント 7.5%以上・・・8ポイント 5.0%以上・・・6ポイント 2.5%以上・・・4ポイント 1.0%以上・・・2ポイント	・直近3年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均と比較して1.0%以上 10.0%以上・・・5ポイント 7.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 2.5%以上・・・2ポイント 1.0%以上・・・1ポイント
9	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加 10.0%以上・・・10ポイント 7.5%以上・・・8ポイント 5.0%以上・・・6ポイント 2.5%以上・・・4ポイント	・受益農家全体の年間出荷羽数が125万羽以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。） 625万羽以上・・・5ポイント 500万羽以上・・・4ポイント

	1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	375万羽以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 250万羽以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 125万羽以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
10	【鶏肉】 ・ 1 万羽当たり処理・加工コストを 1 %以上削減 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 生体 1 kg当たりの平均処理加工費用50円と比較して1.0%以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8.5%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.0%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3.5%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
11	【鶏卵】 ・ 鶏卵 1 kg 当たりの販売価格を1.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 直近 6 年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
12	【鶏卵】 ・ 事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 1 日当たりの鶏卵販売量が10トン以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。） 61トン以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 48トン以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 36トン以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 23トン以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
13	【鶏卵】 ・ 鶏卵100kg 当たり処理コストを1.0%以上削減（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 鶏卵100kg 当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 30.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 22.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
14	【鶏卵】 ・ 鶏卵処理施設内における廃棄ロス割合を0.2ポイント以上低減 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 鶏卵処理施設内における廃棄ロス割合が2.00%以下 1.00%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1.25%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.50%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.75%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.00%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
15	【牛乳乳製品】 ・ 乳業施設における L L 牛乳等や乳製品の販売額を 2 %以上増加 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 事業を実施する乳業施設における牛乳乳製品の販売額に占める L L 牛乳等や乳製品の販売額の割合が20%以上 50%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
16	【牛乳乳製品】 ・ 乳業施設における L L 牛乳等や乳製品の製造コストを 2 %以上削減 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント	・ 事業を実施する乳業施設における 1 日当たりの L L 牛乳等や乳製品向け生乳処理量が 2 トン以上 100トン・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40トン・・・・・・・・・・ 4 ポイント

		6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	20トン・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10トン・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 トン・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
--	--	--	---

別表 1－2－②（農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備（不特定多数の産地から国産農畜産物を集荷する場合））

要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の（9）の民間事業者が、要領の第 1 の 2 の農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、類別17又は18から 1 つを必須とし、類別19から22までの中から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
耕種作物品目共通	17	①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷額1,000万円以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合 50%以上増・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40%以上増・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30%以上増・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上増・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上増・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・上記に加え、以下の②から⑭までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は5ポイントを上限とする。 ②輸出先の求めるGAP認証を取得すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ④ハラル認証を取得すること・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること ・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。） ⑦HACCP認定（民間認証含む。）とハラル認証の両方を取得すること・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑧施設整備により輸出先国を追加すること(新規の取組の場合、2か国目以降)・・・・・・・・・・（1か国につき） 1 ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること(新規の取組の場合、2品目目以降)・・・・・・・・・・（1か国につき） 1 ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・・ 1 ポイント ⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること・・・・・・・・ 1 ポイント ⑫有機JAS等認証を取得すること・・・・・・・・ 1 ポイント ※現況値ポイントで②から⑤及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	・以下の①から⑩までの中から 1 つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近 5 年間に農畜産物に関しての輸出実績があること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等・・・・ 5 ポイント ③輸出先の求めるGAP認証を取得していること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント ④HACCP等認定を取得していること・・・・ 4 ポイント ⑤ハラル認証を取得していること・・・・・・ 4 ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・ 3 ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・ 2 ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・ 1 ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合 ・・・・ 5 ポイント ⑪有機JAS等認証を取得していること・・・・ 4 ポイント
	18	①輸出向け出荷額の増加額 2 億円以上増・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント	・以下の①から⑩までの中から 1 つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直

		1 億円以上増・・・9 ポイント 5,000万円以上増・・・8 ポイント 2,500万円以上増・・・6 ポイント 1,000万円以上増・・・4 ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ②輸出先の求めるG A P 認証（GLOBAL G. A. P.、ASIA GAP及びJ GAP等の認証をいう。以下同じ）を取得すること ・・・1 ポイント ③H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・1 ポイント ④ハラール認証を取得すること・・・1 ポイント ⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること・・・1 ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・1 ポイント ※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算（ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。） ⑦H A C C P 認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・1 ポイント ⑧施設整備により輸出先国を追加すること（新規の取組の場合、2 か国目以降）・・・（1 か国につき）1 ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2 品目目以降）・・・（1 か国につき）1 ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、6 桁番号の品目ごとに1 品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・1 ポイント ⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること・・・1 ポイント ⑫有機J A S 等認証を取得すること・・・1 ポイント ※現況値ポイントで②から⑤及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	近5 年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。 ・・・5 ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等・・・5 ポイント ③輸出先の求めるG A P 認証を取得していること ・・・4 ポイント ④H A C C P 等認定を取得していること・・・4 ポイント ⑤ハラール認証を取得していること・・・4 ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・3 ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2 ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・1 ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・1 ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有していること ・・・5 ポイント ⑪有機J A S 等認証を取得していること・・・4 ポイント
土地利用型作物 （稲）	19	・以下の①から⑤の中から1 つ選択するものとする。 ①輸出用に事前契約を行う面積を10%以上増加 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8 ポイント 20%以上・・・6 ポイント 15%以上・・・4 ポイント 10%以上・・・2 ポイント ②輸出用米の取扱面積のうち、複数年契約（3 年間）を行う面積の割合を4 ポイント以上増加 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8 ポイント 8 ポイント以上・・・6 ポイント 6 ポイント以上・・・4 ポイント 4 ポイント以上・・・2 ポイント ③輸出用米の取扱数量のうち、生産コスト削減に資する多収品種（※）の割合を4 ポイント以上増加 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8 ポイント 8 ポイント以上・・・6 ポイント 6 ポイント以上・・・4 ポイント 4 ポイント以上・・・2 ポイント ※栽培試験の結果が事業実施地区の平均年収より概ね1 割以上高い品種 ④輸出用米の取扱産地を1 産地以上増加	・以下の①から③の中から1 つ選択するものとする。 ①輸出用に事前契約を行っていること・・・3 ポイント ・さらに複数年契約（3 年間）を行っている場合又は多収品種を輸出している場合・・・2 ポイント加算 （計5 ポイント） ②複数産地の米を輸出していること 5 産地以上・・・5 ポイント 4 産地・・・4 ポイント 3 産地・・・3 ポイント 2 産地・・・2 ポイント ③複数の国に米を輸出していること 5 カ国以上・・・5 ポイント 4 カ国・・・4 ポイント 3 カ国・・・3 ポイント 2 カ国・・・2 ポイント

		5 産地以上 10ポイント 4 産地 8 ポイント 3 産地 6 ポイント 2 産地 4 ポイント 1 産地 2 ポイント ⑤新たな輸出国の開拓 5 カ国以上 10ポイント 4 カ国 8 ポイント 3 カ国 6 ポイント 2 カ国 4 ポイント 1 カ国 2 ポイント	
畑作物・地域特産物 (茶)	20	・以下の①～④の中から1つ選択するものとする。 ①新たな輸出先国の開拓を1カ国以上とすること 5 カ国 10ポイント 4 カ国 8 ポイント 3 カ国 6 ポイント 2 カ国 4 ポイント 1 カ国 2 ポイント ②輸出相手国における契約販売件数を1件以上とすること 5 件 10ポイント 4 件 8 ポイント 3 件 6 ポイント 2 件 4 ポイント 1 件 2 ポイント ③輸出向け茶製品を1種類以上追加すること 5 種類 10ポイント 4 種類 8 ポイント 3 種類 6 ポイント 2 種類 4 ポイント 1 種類 2 ポイント ④無化学農薬茶取扱指数を直近値より2以上増加。 (なお、無化学農薬茶取扱指数とは、化学合成農薬を使用せず生産（特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。）した茶の取扱量を、当該年の全取扱量で除し、100を乗じた数とする。) 10以上 10ポイント 8 以上 8 ポイント 6 以上 6 ポイント 4 以上 4 ポイント 2 以上 2 ポイント	・以下の①から④の中から1つ選択するものとする。 ①輸出実績のある国数 5 カ国 5 ポイント 4 カ国 4 ポイント 3 カ国 3 ポイント 2 カ国 2 ポイント 1 カ国 1 ポイント ②輸出相手国における契約販売実績件数 5 件 5 ポイント 4 件 4 ポイント 3 件 3 ポイント 2 件 2 ポイント 1 件 1 ポイント ③輸出実績のある茶製品数 5 種類 5 ポイント 4 種類 4 ポイント 3 種類 3 ポイント 2 種類 2 ポイント 1 種類 1 ポイント ④直近の無化学農薬茶取扱指数が2以上。 (なお、無化学農薬茶取扱指数とは、化学合成農薬を使用せず生産（特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。）した茶の取扱量を、当該年の全取扱量で除し、100を乗じた数とする。) 10以上 5 ポイント 8 以上 4 ポイント 6 以上 3 ポイント 4 以上 2 ポイント 2 以上 1 ポイント
青果物	21	・以下の①から③の中から1つ選択するものとする。 ①輸送コスト 10%以上 10ポイント 8 %以上 8 ポイント 6 %以上 6 ポイント 4 %以上 4 ポイント 2 %以上 2 ポイント ②施設整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合は2品目以降） 1 品目につき 10ポイント ③新たな輸出国の開拓 5 カ国 10ポイント 4 カ国 8 ポイント 3 カ国 6 ポイント 2 カ国 4 ポイント 1 カ国 2 ポイント	・以下の①から③の中から1つ選択するものとする。 ①輸送コスト低減のため、大ロット輸送に取り組んでいること 3 ポイント ②輸出実績のある品目数 5 種類以上 5 ポイント 4 種類 4 ポイント 3 種類 3 ポイント ③輸出実績のある国数 5 カ国 5 ポイント 4 カ国 4 ポイント 3 カ国 3 ポイント
花き	22	・以下の①から④の中から1つ選択するものとする。 ①輸送コスト 10%以上 10ポイント 8 %以上 8 ポイント	・以下の①から③の中から1つ選択するものとする。 ①鮮度保持のため、低温流通に取り組んでいること 3 ポイント ②輸出実績のある品目数

	6 %以上 6 ポイント 4 %以上 4 ポイント 2 %以上 2 ポイント ②施設整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合は2品目以降） 1品目につき 10ポイント ③新たな輸出国の開拓 5カ国 10ポイント 4カ国 8ポイント 3カ国 6ポイント 2カ国 4ポイント 1カ国 2ポイント ④輸出を行う生産出荷者数の増加 30%以上 10ポイント 25%以上 8ポイント 20%以上 6ポイント 15%以上 4ポイント 10%以上 2ポイント	5種類以上 5 ポイント 4種類 4 ポイント 3種類 3 ポイント ③輸出実績のある国数 5カ国 5 ポイント 4カ国 4 ポイント 3カ国 3 ポイント
--	---	--

（注）成果目標で「販売額増加」を選択する場合の要綱第8の評価における価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。

補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量

$$\text{補正係数} = \frac{\text{地域（県又は国）の事業実施前年度の販売単価}}{\text{地域（県又は国）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※地域（県又は国）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等により把握する。

ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないこととする。

別表２（農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設及び輸出物流拠点施設の整備）

達成すべき成果目標基準をいずれか２つまで選択できることとし、１つは【輸出の拡大】から選択するものとする。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント	
安全・安心な市場等流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を 100 とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を 100 とした場合の指数値の平均が 41.7 以下	・指数値の平均が 27.4 以下・・・ 7 ポイント 27.5 ～ 41.7・・・ 3 ポイント	該当する次のいずれか１つ又は２つの加算を行う（１つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を１つ選択する場合は１つを加算する。同一のメニュー内で２つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる２つを加算する。）。
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を 1.8 ポイント以上超過（低温卸売場には、輸出物流拠点施設の荷捌き場の中に設置する低温区画を含む）	・超過ポイント数が 4.9 以上・・・ 7 ポイント 1.8 ～ 4.8・・・ 3 ポイント	・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び適正化に関する法律（平成３年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下この表において「認定計画」という。）に従って輸出の促進を図るための整備を行う場合 ・・・ 8 ポイント
	【物品評価の改善】 ・全国を 100 とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を 1.2 ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を 15.3 %以上削減	・超過ポイント数が 2.4 以上・・・ 7 ポイント 1.2 ～ 2.3・・・ 3 ポイント ・廃棄物品量の削減率が 39.5 %以上・・・ 7 ポイント 15.3 ～ 39.4 %・・・ 3 ポイント	・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取り組みを実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・ 8 ポイント ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合 ・・・ 8 ポイント ・当該市場又は輸出物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合 ・・・ 8 ポイント ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合 ・・・ 4 ポイント
	【品質・衛生管理の高度化】 ・卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施（輸出物流拠点施設についても当該マニュアルに準じた規範の策定及び実施をするものとする。）	・卸売業者、仲卸業者及び物流業者が取り組む品質・衛生管理についての規範を策定・・・ 7 ポイント	・当該整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、２品目以上）する場合 ・・・ 4 ポイント ・輸出対象品目に係る P R 活動を実施している又は実施予定の場合 ・・・ 4 ポイント ・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合 ・・・ 4 ポイント
効率的な市場等流通	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を 0.7 % 以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6 %以上・・・ 7 ポイント 0.7 ～ 4.5 %・・・ 3 ポイント	該当する次のいずれか１つ又は２つの加算を行う（１つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を１つ選択する場合は１つを加算する。同一のメニュー内で２つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる２つを加算する。）。
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を 1.2 %以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1 %以上・・・ 7 ポイント 1.2 ～ 8.0 %・・・ 3 ポイント	
			・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び適正化に関する法律（平成３年法律第

	【物流コスト等の削減】 ・ 物流コストを 1.1 %以上削減 ・ 残品・残さ、包装容器の処理コストを 1.2 %以上削減 ・ 施設の維持管理コストを 1.3 %以上削減	・ 物流コストの削減率が 1.9 %以上・・・7 ポイント 1.1 ～ 1.8 %・・・3 ポイント ・ 処理コストの削減率が 8.1 %以上・・・7 ポイント 1.2 ～ 8.0 %・・・3 ポイント ・ 維持管理コストの削減率が 14.2 %以上・・・7 ポイント 1.3 ～ 14.1 %・・・3 ポイント	59 号) 第 5 条第 1 項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画 (以下この表において「認定計画」という。) に従って輸出の促進を図るための整備を行う場合 ・・・8 ポイント ・ 輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合 ・・・8 ポイント ・ 当該市場又は輸出物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合 ・・・8 ポイント
	【輸出の拡大】 ・ 新規取組又は過去 3 年間で輸出実績が無い場合は、当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上 ・ 既に輸出実績がある場合は、目標年度における輸出金額 1 億円以上、かつ、目標年度における輸出金額が推計値 (過去の複数年度における輸出金額を基に算定する目標年度の推計値とする) 又は過去の輸出実績の最高値のいずれか高い値の1.5倍以上超過	・ 割合が 15%以上・・・7 ポイント 5～14.9%・・・3 ポイント ・ 超過率が 2.0倍以上・・・7 ポイント 1.5倍～1.99倍・・・3 ポイント	・ 当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合 ・・・4 ポイント ・ 当該整備により輸出品目を追加 (新規の取組の場合、2 品目以上) する場合 ・・・4 ポイント ・ 輸出対象品目に係る P R 活動を実施している又は実施予定の場合 ・・・4 ポイント ・ 予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合 ・・・4 ポイント

別表 3（都道府県加算ポイント）

別表 1－1 から別表 2 までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1－1 から別表 3 までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県ポイントの内容
事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合は、産地競争力の強化及び食品流通のグローバル化の各政策目的から加算対象とすることができることとする。 都道府県において加算する 1 年度当たりのポイントは、2 ポイント（北海道にあっては、3 ポイント）に、第 2 及び第 3 に定めるところにより算出したポイントを加算したポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。 ただし、過去に実施した本対策の成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱第 8 の 3 による改善措置の指導を受けている事業実施主体の事業実施計画（交付要望額を 5 % 減じて要望するものを除く。）は、加算対象とすることができないこととする。

別表 4（輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）連携加算ポイント）

別表 1－1 から別表 2 までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1－1 から別表 4 までのポイントの合計は35ポイントを上限とする。

G F P グローバル産地計画策定による加算ポイントの内容
輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づき認定された、輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）に定められた施設整備の取組である場合は、3 ポイントを加算できるものとする。 または、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき輸出産地としてリスト化された産地の施設整備である場合は、2 ポイントを加算できるものとする。